

既設設備撤去に伴う環境影響について

平成28年6月17日

環境対策課

1. 既設設備撤去の工事等における予定について

事業者が想定する既設設備撤去の工事の予定は以下のとおりであり、環境影響評価手続きと平行して実施する事を仮定している。

環境影響評価手続き及び工事予定(撤去工事が環境アセスメントに該当しない場合)

年度 項目	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)
環境アセスメント 手続き	6月→							
撤去工事	設備停止3月	撤去工事						
建設工事				環境アセスメント完了後→				

2. 発電所主務省令

【発電所主務省令】

(計画段階配慮事項の選定)

第五条 (略)

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として配慮書事業性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。なお、この場合において、第一号に掲げる環境要因の区分については、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。

一 第一種事業の工事の実施 (第一種事業の一部として、第一種事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。) (略)

3. 既設設備撤去の工事に伴う環境影響について

既設設備撤去の工事について事業者は、環境影響評価手続きに含まれないものとして配慮書の提出がなされている。事業実施想定区域は栗駒国定公園内に存在し、地域特性から特に下記のような環境影響が想定されることから、既設設備撤去の工事においても環境配慮が必要と考えられる。

区分	項目	想定される影響要因
大気環境	硫化水素	撤去時に漏洩する可能性
水環境	温泉	周辺の温泉の主成分、温度、湧出量の変化の可能性
動物、生態系	—	周辺に希少猛禽類の生息の可能性があり、また、それによる生態系の変化
植物	—	重要な群落である片山地獄硫気孔植物群落が、事業実施想定区域にあることへの影響

※表中の区分は発電所主務省令の環境影響評価項目の選定「別表第四(第二十一条関係)」より抽出